

財務(定期)監査及び行政監査結果報告

(平成 26 年度前期)

平成 26 年 6 月

尼崎市監査委員

尼 監 報 告 第 4 号

平 成 26 年 6 月 25 日

様

尼崎市監査委員	今	西	昭	文
同	堀		智	子
同	津	田	加	寿男
同	前	迫	直	美

財務(定期)監査及び行政監査結果報告

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり提出
します。

目 次

議 会 事 務 局	1
企 画 財 政 局	2
総 務 局	3
防 災 担 当	4
資 産 統 括 局	5
経 済 環 境 局	6
消 防 局	7

議 会 事 務 局

1 監査の期間

平成26年4月1日から6月5日まで

2 監査の対象

今回の監査は、総務課、議事課、政策調査担当の所管する平成25年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、適正かつ効率的に処理されていた。

企 画 財 政 局

1 監査の期間

平成26年4月1日から6月5日まで

2 監査の対象

今回の監査は、政策課、まちづくり企画・調査担当、市制100周年記念担当の所管する平成25年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

総 務 局

1 監査の期間

平成26年4月1日から6月5日まで

2 監査の対象

今回の監査は、企画管理課、情報政策課、情報統計担当の所管する平成25年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

防 災 担 当

1 監査の期間

平成26年4月1日から6月5日まで

2 監査の対象

今回の監査は、防災対策課の所管する平成25年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

資 産 統 括 局

1 監査の期間

平成26年4月1日から6月5日まで

2 監査の対象

今回の監査は、公有財産課、保全担当、公共施設担当、契約・検査課、公営事業所（経営企画課、開催運営課、施設警備課）の所管する平成25年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、次の「措置を求める事項」については速やかに所要の措置を講じられたい。

措置を求める事項

(1) 契約事務について

尼崎市小工事施行規程により、所管課で発注ができる請負に係る工事については、設計金額が100万円未満のものと定められている。

しかしながら、「東スタンド5階喫煙所排気ファン設置工事」、「東スタンド7階来賓席エアコン設置工事」等の契約において、所管課で契約を行うために、分割発注している事例があった。

(施設警備課)

<指導の要点>

分割発注は、専決権を逸脱するものであり、今後は関係法令等を遵守し、適正に契約事務を行うこと。

(2) 工事の積算について

兵庫県は、標準的な工事価格が算定できるように、実態調査を行い、その結果を反映させた「土木工事標準積算基準書等（以下「基準書」という。）」を作成しており、本市の一般的な土木工事における設計価格も、基準書に示された基準、単価を参考に算定している。また、尼崎市小工事施行規程により所管課が発注する工事価格は、基準書に示された基準、単価を用い、諸経費は尼崎市小工事施行規程に基づき算定されることとなっている。

しかしながら、小工事である「公営事業所サンプルピア内舗装工事」及び「公営事業所本場内舗装工事」に係る設計単価が、基準書によらず業者見積りにより決められていた。

(施設警備課)

<指導の要点>

積算基準等を用いて、標準的な工事価格を決定することは、工事関係事務の基礎であり、適正に行うこと。

経 済 環 境 局

1 監査の期間

平成26年4月1日から6月5日まで

2 監査の対象

今回の監査は、環境創造課、環境保全課、産業廃棄物対策担当、資源循環課、業務課、クリーンセンターの所管する平成25年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務は、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、次の「措置を求める事項」については速やかに所要の措置を講じられたい。

措置を求める事項

消防計画に基づいて消防訓練を行っていなかったことについて

消防法令では、防火管理者は防火に係る消防計画を作成し、これに基づいて消火、通報及び避難の訓練を定期的実施しなければならない。

しかしながら、大高洲庁舎については、消防計画が作成されてはいたものの、これに基づいた消防訓練が実施されていなかった。

(資源循環課)

<指導の要点>

防火管理者は、法令を遵守し、防火管理に係る消防計画に基づき、消火、通報及び避難の訓練を適正に実施すること。

消 防 局

1 監査の期間

平成26年4月1日から6月5日まで

2 監査の対象

今回の監査は、企画管理課、予防課、消防防災課、情報指令課、東消防署、北消防署の所管する平成25年度に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、これらの視点に加え、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。